気になる相談（令和2年6月）

【相談事例】

〇ワンクリック請求に注意しましょう。

ワンクリック請求は、パソコンやスマートフォンで「無料動画」と書かれたウェブサイトなどを閲覧しているときに、登録完了画面等を表示することで契約が成立したと思わせて利用者を慌てさせ、サイト利用料等の名目でお金を支払わせる手口です。

- スマートフォンで無料サイトを閲覧中、突然有料登録画面になったので、慌てて「退会はこちら」という画面をクリックして、サイト業者に「パソコンの誤作動であるので退会したい」とメールを送信した。すると業者から、「退会手続きをとるが一旦契約するように」とのメールが届いたので、電話で名前や住所、電話番号を伝え、さらに電子マネーで利用料を支払ってしまった。

【注意点】

- インターネットの閲覧中は安易なクリック（タップ）をしない。

  アダルトサイトの動画再生ボタンや年齢確認ボタン、「無料画面はこちら」などのリンクには特に注意しましょう。

- 支払いには応じず、そのまま放置する。

  サイトへ接続しただけでは、個人を特定する情報が相手に知られることはありません。慌てて業者に連絡を取ってしまうと、新たに個人情報を相手に知られかねません。支払いには応じず、そのまま放置しましょう。

  しかし万が一、請求が裁判所からの「特別送達」で届いた場合は放置してはいけません。放置すると相手の主張を認めたものとして扱われる可能性があります。

【対処法】

〇不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

〇愛媛県消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けております。
また、愛媛県内の全ての市町にも「消費生活相談窓口」が設置されています。

愛媛県消費生活センター　TEL089-925-3700(相談専用) 又は 消費者ホットライン　１８８